

周辺地下水調査範囲



(出典元：国土地理院)

<凡例>

- : 地下水汚染が到達し得る範囲 (注)
- ▨ : 事業者が地下水調査を行った土地
- : 河川
- : 地下水の流れ

(注)「地下水汚染が到達し得る範囲」は、地下水の流動方向や、地下水汚染が到達し得る距離の一般値、地形・地質等の条件を踏まえ、設定したものです。

2 周辺地下水調査の概要

- (1) 調査地点：地下水汚染が到達し得る範囲にある井戸（3地点）
- (2) 地下水採取日：令和8年9月10日
- (3) 調査項目：カドミウム、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン

3 8月20日及び同27日記者発表の概要

鎌倉市市の事業所敷地内において、事業者が地下水調査を実施したところ、カドミウム等8物質の環境基準超過が判明しました。これを受け、県では周辺への影響を確認するため、周辺の河川を調査したところ、環境基準に適合していました。

県では引き続き、周辺の井戸の有無を確認し、井戸がある場合は当該井戸において地下水を調査することとしました。